

これまでの意見へのフィードバック
（（仮）防犯・防災部会）

当日配布資料1

No.	日時	意見	対応方針
1	前期委員引継分	事業を含めた地域との共有協力も含めた内容での効果を図っていくことが必要。	30年度運営方針戦略4-1-2「地域防災・減災力の向上」地域間や大学、企業等が連携、4-1-3「福祉・医療分野との連携」、4-2「防犯意識が高いまち」地域が主体となり、警察や行政・企業等と連携して犯罪の抑止の取り組み
2	前期委員引継分	項目新設された災害時の福祉・医療分野との連携は不可欠。実務的な評価を図っていくような施策促進を。	30年度運営方針戦略4-1-3「福祉・医療分野との連携」
3	前期委員引継分	交通ルール・交通安全に関する取り組みが地域防犯から切り分けられた。さらなる取り組みを進めてほしい。	30年度運営方針戦略4-3-1「自転車ルール・マナーの啓発」、4-3-2「交通安全運動の推進」
4	12/4	自転車保険加入が義務付けられたが知らない人も多い。	自転車保険の加入率の調査はしていないが、防犯講習会など様々な機会に啓発している。
5	1/23	若年層も含めたあらゆる世代の意識向上 ・大規模地震を経験していない世代に教訓を伝える。 ・中学生の防災リーダーを ・大勢の人が集まる地域の催しなどで、啓発できれば効果的ではないか。 ・防災意識が低い方に対する取り組みとして、食事サービスなど地域の行事で防災グッズ説明すれば ・日用品での防災訓練 ・教職員に対して防災マップの配布などにより防災に関する周知が必要ではないか	30年度運営方針戦略4-1-1「区民の防災・減災の意識向上」 ・地域住民や学校の児童生徒に対する防災・減災の出前講座。 ・地域で催される事業等のさまざまな場において、防災・減災に関する知識普及の学習会（ブース出展含む）の開催 ・区防災マップの配布による避難場所や被害想定などの情報発信。
6	1/23	自主的な地域の防災活動の促進 ・各地域の防災訓練等の情報共有 ・各地域の防災の取組みをもっと一般の区民に届くよう発信 ・女性の防災リーダー増加 ・地域防災リーダーを町会・企業と広く組織していく	・平成30年度区広報紙に地域の防災訓練情報等を掲載予定 ・東淀川区地域防災リーダー登録要綱制定（平成30年1月1日施行）
7	1/23	地域間連携 ・東淀川区全地域一斉訓練 ・中学校単位での連携、訓練 ・小・中学校総合防災訓練 学校、大学、企業との連携 ・授業内で防災学習をもっと行う ・水害避難ビルをもっと広める ・法人団体・組合等との連携訓練 ・地域企業に対する災害時の協力要請	30年度運営方針戦略4-1-2「地域防災・減災力の向上」 地域間や大学、企業等が連携し、地域特性に応じた様々な事象を想定した防災訓練(避難所開設・運営訓練等)などの実施を支援する。 ・東淀川区災害時地域協力貢献事業所・店舗等登録制度の継続募集 ・水害時避難ビル指定に向けて継続募集
8	1/23	要配慮者に対する訓練計画の策定等の取り組みを支援 ・避難支援をする人、避難支援を受ける人をあらかじめ決めておく ・小・中学校等と要配慮者支援訓練 ・福祉避難所との連携を密にし、協議。	30年度運営方針戦略4-1-2「地域防災・減災力の向上」 地域による高齢者や障がい者といった要配慮者に対する訓練計画の策定等の取り組みを支援する。

No.	日時	意見	対応方針
9	1/23	<p>帰宅困難者対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業への備蓄推進 ・一時滞在施設の協力 	<p>30年度運営方針戦略4-1-2「地域防災・減災力の向上」</p> <p>新大阪駅周辺において駅周辺企業や地域住民が連携して帰宅困難者対策に取り組む。</p>
10	2/8	<p>防犯意識の向上について公助でないとできないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域や老人会等へのチラシ・ポスター作成・設置（地域掲示板の活用など） ・事故事例の公表（場所・時間帯、原因など） ・小規模の防犯教室（実践） ・業務委託夜間防犯パトロールの強化 ・防犯ブザー配付 ・発生曜日、地域・学校へ情報共有 ・地域に見守りペンダントを配付して犯罪抑止 ・教材等の貸し出しができることのポスターを子育てプラザなどに掲示 	<p>30年度運営方針戦略4-2-1「地域安全防犯対策」、4-2-2「重点犯罪の抑止」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各犯罪防止の効果的な啓発ポスターなどを作成し、施設や各企業等へ設置。 ・夜間の青色防犯パトロールの実施。（業務委託） ・子どもや女性を狙った犯罪や事案防止、防犯意識の向上を目的とした防犯教室・啓発活動の実施。
11	2/8	<p>交通安全意識向上について公助でないとできないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生場所をポスターなどで周知 ・自転車保険加入の意義、自転車事故に関する危機感を啓発 	<p>30年度運営方針戦略4-3-1「自転車ルール・マナーの啓発」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各交通事故防止運動期間中、チラシやポスターの配架等、広報啓発活動の実施。